



平成 26 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 ダントーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 原 口 博 光
(コード番号 5 3 3 7 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 前 山 達 史
(T E L (06) 4795-5000)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社であります株式会社D a n t o (以下「原告」という) が提起しておりました訴訟について、平成 26 年 9 月 26 日に判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

大阪地方裁判所

平成 26 年 9 月 26 日

2. 訴訟の内容と経緯

原告は、ローマタイム・ジャパン株式会社 (以下「被告」という) との間で締結した取引基本契約に基づき、保証金として 90 百万円を被告に差し入れておりましたが、返済期日である平成 23 年 1 月 31 日を過ぎても返済されませんでした。

その後、被告は、原告が認識していない債権 46 百万円を相殺した残額 43 百万円のみしか返済しなかったため、原告は平成 23 年 7 月 26 日に大阪地方裁判所に対し、当該相殺額 46 百万円の支払いを求め、本訴訟を提起しておりました。

なお、本訴訟の過程において、被告は、返済額 43 百万円のうち 34 百万円は過払いであるとの反訴を提起してきましたが、原告は否認して争って参りました。

3. 判決の内容

- (1) 原告は被告に対して 134 万 7625 円及び平成 24 年 3 月 29 日から支払い済みまで年 6 分の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) 原告の請求及び被告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用はこれを 5 分し、その 2 を被告、その余を原告が負担する。
- (4) 第 1 項に限り仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

今回の判決は到底承服しがたいものでありますので、大阪高等裁判所への控訴を行い、本判決の不当性を主張していくことを考えております。

なお、上記判決による相殺額 46 百万円、判決金額及び訴訟に要した費用から既計上額を控除した金額につきましては、平成 26 年 12 月期において特別損失に計上いたしますが、業績の見通しにつきましては、最近の状況等を踏まえ現在精査中でありますので、確定次第お知らせいたします。

以 上